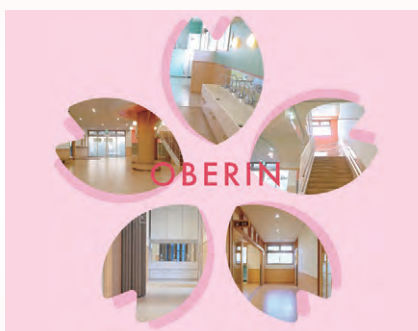


月報私学

2

2019
Vol.254



認定こども園 桜美林幼稚園はさいたま市の緑区東部に位置し、まだ自然が残された閑静な住宅地区内にあります。昭和55年4月に私立幼稚園として開園し、さまざまな活動を通じて子どもたちが元気いっぱいに過ごしています。平成30年度から幼稚園型の認定こども園に移行しました。建て替えに伴い新しく厨房（写真下段右）を完備し、毎日の温かい給食は子どもたちの楽しみの一つとなっています。

写真提供：学校法人 桜美林学園 認定こども園 桜美林幼稚園（埼玉県さいたま市）

CONTENTS

- 平成29年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況…………… 2
- 寄付金募集の際はぜひ私学事業団をご利用ください…………… 5
- 平成30年度 私学リーダーズセミナーの報告…………… 6
- 事業団資金で明日を拓く…………… 7
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付…………… 8
- 私学共済制度の加入者資格／お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください…………… 9
- 任意継続加入者制度のご案内…………… 10
- 無効の加入者証等の回収と返納のお願い／ヘルスケアポイントをご利用ください…………… 11
- 特定健康診査の健診結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い…………… 12
- 貸付けの申し込み手続き・貸付金の償還…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成29年度決算集計からみた
大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、「平成30年度学校法人基礎調査」を基に29年度決算データを集計した『平成30年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）』と『平成30年度版 今日私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD-ROMを作成し、調査にご協力いただいた各学校法人に送付しました。

今回は、集計データに基づき、事業活動収支計算書から事業活動収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について分析します。

法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の事業活動収入に対する割合です。表1・2の26年度以前のデータは帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の比率を掲載しています。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこ

とになります。その要因が臨時的な場合は別として、この状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障を来す可能性もあります。このように事業活動収支差額比率は学校法人の収支状況を端的に表したものとと言えます。

大学法人

大学法人全体の事業活動収支差額比率は、28年度の4・7％から4・6％に減少しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、551法人のうち217法人で、その割合は39・4％となり、28年度と同水準です。

なお、同比率がマイナス20％未満の法人数は37法人で28年度から増加しています。

短期大学法人

短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、28年度の7・0％から0・8％に減少しています。

これは、学生生徒等納付金の減少額に対して、人件費の減少額が小さかった法人が多かったことが主な要因と考えられます。

次に同比率がマイナスとなっている

法人数は、105法人のうち52法人で、その割合は49・5％となり、28年度の34・9％から増加しています。

また、同比率がマイナス20％未満の法人数は28年度の5法人から12法人に増加しています。

表1 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合（法人種別）

大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数	割合【％】	法人数	割合【％】
25年度	543	6,069,106	5,705,419	363,687	6.0	173	31.9	33	6.1
26	544	6,107,680	5,712,572	395,108	6.5	178	32.7	40	7.4
27	548	6,299,130	6,019,394	279,736	4.4	198	36.1	34	6.2
28	548	6,385,813	6,087,439	298,374	4.7	216	39.4	34	6.2
29	551	6,499,420	6,201,812	297,608	4.6	217	39.4	37	6.7

（注）大学法人…大学を設置している学校法人とする。

短期大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数	割合【％】	法人数	割合【％】
25年度	114	168,238	170,224	△1,986	△1.2	43	37.7	9	7.9
26	112	169,102	161,726	7,376	4.4	46	41.1	11	9.8
27	109	163,860	164,182	△322	△0.2	45	41.3	4	3.7
28	109	178,394	165,962	12,432	7.0	38	34.9	5	4.6
29	105	160,773	159,501	1,272	0.8	52	49.5	12	11.4

（注）短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする（高等専門学校法人を含む）。

高等学校法人

区分	集計法人数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数	割合【％】	法人数	割合【％】
25年度	677	791,602	751,947	39,655	5.0	268	39.6	39	5.8
26	681	821,727	767,716	54,011	6.6	269	39.5	38	5.6
27	684	840,035	781,639	58,396	7.0	281	41.1	42	6.1
28	695	832,654	799,729	32,925	4.0	285	41.0	40	5.8
29	686	826,377	799,424	26,953	3.3	304	44.3	46	6.7

（注）高等学校法人…高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人で、大学・短期大学・高等専門学校を設置している学校法人以外とする（中等教育学校法人を含む）。

高等学校法人

高等学校法人全体の事業活動収支差額比率は、28年度の4・0％から3・3％へ減少しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、686法人のうち304法人で、その割合は44・3％となり、28年度より増加しています。

また、同比率がマイナス20％未満の法人数は28年度の40法人から46法人に増加しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

大学

大学全体の事業活動収支状況は、事業活動収入・事業活動支出ともに28年度から増加し、事業活動収支差額比率は、28年度の3・3％から3・6％へ増加しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、595校のうち234校で、その割合は39・3％となり、28年度と同水準です。

なお、同比率がマイナス20％未満の学校数は28年度の84校から90校に増加しています。

短期大学

短期大学全体の事業活動収支差額比率は、28年度のマイナス0・3％からマイナス3・5％に減少しています。次に同比率がマイナスとなっている

学校数は、317校のうち191校で、その割合は60・3％となり、28年度の53・9％から増加しています。

また、同比率がマイナス20％未満の学校数も28年度の68校から86校に増加しています。

高等学校

高等学校全体の事業活動収支差額比率は、28年度の4・1％から3・0％へ減少しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数ですが、1301校のうち582校で、その割合は44・7％となり、28年度の40・2％から増加しました。

また、同比率がマイナス20％未満の学校数は28年度の125校から130校に増加しています。

運用資産と要積立額(次頁表3)

貸借対照表より、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額や退職給与引当金等の金額(要積立額)とそれに対応した特定資産や現金預金、有価証券などの運用資産の保有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のためには、施設・設備の拡充・更新や、教職員等の退職金の支払い及び奨学金の支払い等の将来的に必要な資金需要(要積立額)に対して十分な運用資産を保有していることが望ましいと考え

られます。しかし、事業活動収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余

裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できない状況や運用資産の一部を取り崩して支払いに

表2 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合(学校種別)
大学

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
25年度	591	3,315,646	3,137,069	178,577	5.4	215	36.4	83	14.0
26	592	3,323,374	3,144,999	178,375	5.4	219	37.0	88	14.9
27	596	3,353,984	3,237,051	116,933	3.5	243	40.8	89	14.9
28	590	3,365,428	3,254,390	111,038	3.3	232	39.3	84	14.2
29	595	3,431,377	3,307,295	124,082	3.6	234	39.3	90	15.1

(注) 大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。

短期大学

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
25年度	337	196,107	199,608	△3,501	△1.8	170	50.4	83	24.6
26	333	194,110	193,897	213	0.1	187	56.2	86	25.8
27	324	187,522	193,439	△5,917	△3.2	184	56.8	76	23.5
28	321	183,776	184,242	△466	△0.3	173	53.9	68	21.2
29	317	174,450	180,604	△6,154	△3.5	191	60.3	86	27.1

(注) 短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門とする。

高等学校

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
25年度	1,286	1,038,394	1,010,872	27,522	2.7	553	43.0	128	10.0
26	1,288	1,084,830	1,029,410	55,420	5.1	521	40.5	117	9.1
27	1,290	1,096,217	1,037,722	58,495	5.3	544	42.2	120	9.3
28	1,310	1,109,178	1,063,652	45,526	4.1	527	40.2	125	9.5
29	1,301	1,105,329	1,072,667	32,662	3.0	582	44.7	130	10.0

(注) 高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門とする。

充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に不足が生じることになります。

大学法人

大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加しています。

内訳では、減価償却累計額や第3号基本金が増加しており、結果的には、28年度に比べて積立不足額は増加しています。

短期大学法人

短期大学法人では、運用資産、要積立額とも減少したものの、要積立額の減少幅のほうが小さかった結果、28年度に比べて積立不足額は増加しています。

高等学校法人

高等学校法人では、運用資産が28年度とほぼ同水準の一方、要積立額が増加しています。

要積立額が増加した要因は、主に施設の減価償却累計額の増加を受けたものであり、その結果、28年度に比べて積立不足額が増加しています。

まとめ

事業活動収支差額比率は学校法人の収支状況を端的に表します。事業活動収支差額のマイナス分を補うために内

部留保の資産を取り崩す状況が続けば、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながることも考えられます。減価償却累計額が年々増加している点も、施設・設備等の更新計画を策定する上での懸念材料です。

過去から蓄積してきた運用資産は、この厳しい経営環境を乗り越えるための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金基金の創設等を盛り込んだ各学校法人の中長期計画に基づいて運用資産の蓄積目標を定め、資産運用を行う場合には使途目的になった運用計画に従って行うことが重要です。

学校法人においては、これまで以上に教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して、学校経営を行っていく必要があります。

今後も理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、教学と経営が一体となつて、より一層の改革に取り組んでいくことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今回の集計結果を、各学校法人における経営改善・発展に向けた取り組みの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

表3 運用資産と要積立額

大学法人

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A) 【億円】	要積立額 (B) 【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A) 【億円】	積立率 (A/B) 【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
25年度	543	94,036	125,028	89,935	8,333	14,226	12,534	30,992	75.2
26	544	94,490	126,341	91,370	7,996	14,592	12,383	31,851	74.8
27	548	97,489	131,729	95,467	8,332	15,138	12,792	34,240	74.0
28	548	99,210	136,584	100,209	7,834	15,626	12,915	37,374	72.6
29	551	101,452	140,118	103,707	7,406	16,005	13,000	38,666	72.4

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。

(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

短期大学法人

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A) 【億円】	要積立額 (B) 【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A) 【億円】	積立率 (A/B) 【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
25年度	114	3,185	4,083	3,423	233	210	217	898	78.0
26	112	3,187	4,137	3,476	229	218	214	950	77.0
27	109	3,196	4,136	3,462	239	229	206	939	77.3
28	109	3,289	4,293	3,603	239	240	211	1,004	76.6
29	105	3,172	4,257	3,586	236	234	201	1,085	74.5

(注1) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする（高等専門学校法人を含む）。

(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

高等学校法人

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A) 【億円】	要積立額 (B) 【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A) 【億円】	積立率 (A/B) 【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
25年度	677	10,849	15,116	13,489	814	325	488	4,267	71.8
26	681	10,695	15,475	13,970	686	321	498	4,780	69.1
27	684	10,948	16,611	15,144	637	319	511	5,662	65.9
28	695	11,231	16,497	15,071	613	312	501	5,266	68.1
29	686	11,223	16,805	15,399	611	307	488	5,582	66.8

(注1) 高等学校法人…高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人で、大学・短期大学・高等専門学校を設置している学校法人以外とする（中等教育学校法人を含む）。

(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
03(3230)7846〜7848
Eメール center@shingaku.go.jp

寄付金募集の際は ぜひ私学事業団を ご利用ください

私立学校は、建学の精神に基づいて、個性豊かな質の高い教育・研究を提供し、これまで多くの多様な人材を社会に輩出することで、我が国の社会発展に大きく貢献してきました。

しかし、私立学校を取り巻く経営環境は、少子化の進行等により、ますます厳しさを増しています。

今後も私立学校が、大きな変化の時代に対応し、社会の要請に添えていくためには、経営の安定化が急務であり、そのためには多元的な財政基盤の確立が課題となっています。

私立学校の寄付金には、各種の税の控除制度が設けられており、寄付金募集をより効果的に行うことができます。ぜひ、収入源の多様化の一つとして寄付金の獲得をご検討ください。

ここでは、代表的な三つの税の優遇措置について概要を説明します。

1 受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付金とは、所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金です。寄付者が企業等の場合には、国や地方公共団体等に寄付をした場合と同様に、寄付額の全額を損金の額に算入できる制度であり、私立学校を設置する学校法人にとつ

て、寄付額の全額が損金の額に算入できる唯一の制度となっています。

本制度は、学校法人を指定して私学事業団に寄付をするもので、学校法人は本事業団に寄付金配付申請書を提出し、寄付対象事業の概要や事業の支払い状況等を審査した後、寄付金を受け取ることができます。本制度利用にかかる本事業団への手数料等は一切不要であり、受け入れた寄付金は全額が指定された学校法人に配付されます。

ただし、制度の利用には一定の要件がありますので、詳しくは助成部寄付金課までお問い合わせください。

※個人寄付については、優遇措置が、特定公益増進法人への寄付と同じ内容となるため、原則として受配者指定寄付金では取り扱っていません。

2 特定公益増進法人

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献そのほか公益の増進に著しく寄与する法人への寄付は、「特定公益増進法人」への寄付として、所得税法及び法人税法の規定に基づき税の優遇が設けられています。

税の優遇を受けるためには、寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

「特定公益増進法人」であることの証明書をを得るためには、所轄庁へ申請が必要です。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受ける際には特別な要件を満たす必要はなく、難しい手続きもありません。

詳しくは所轄庁にお問い合わせください。

※企業等法人からの寄付については、一定の割合で税優遇となります。受配者指定寄付金制度を活用することで寄付額の全額が損金の額に算入できますので、ぜひ受配者指定寄付金制度を活用してください。

3 個人寄付の税額控除

個人が寄付実績等にかかる一定の要件を満たした学校法人に寄付金を支出した際、寄付者は「税額控除（個人の所得税額から寄付金額－20000円×40%の額を直接控除）」を受けることができます。

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明を受けるためには、次の二つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

1 実績判定期間（過去5年度）に3000円以上の寄付金を支出した者（判定基準寄付者数）が平均して年に100人以上いて、かつ、寄付金額が年平均30万円以上あること

2 実績判定期間（過去5年度）における経常収入金額に占める寄付金収入金額の割合が、5分の1以上であること

※当該要件には緩和措置があります。手続きや必要書類等については、各所轄庁にお問い合わせください。

「税額控除」は、「所得控除」に比べ、特に小口の寄付金支出者への減税効果が高いことが特長です。これまで以上に幅広い寄付者に減税効果が及ぶことで、寄付者が増えることが期待されます。税額控除制度の積極的な活用をご検討ください。

詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼寄付金▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をご覧ください。

本事業団では、寄付金募集にかかる相談や、各種研修会（職員研修を含みます）への講師派遣を行っていますので、寄付金課までご連絡ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03（32330）7316～7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成30年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学事業団では、私学のリーダーが取り組むべき経営改善や教学改革に関する知識を深め、大学・短期大学の魅力向上や経営基盤強化を図ることを目的に、今年度も「私学リーダーズセミナー」を開催しました。

東京で開催した大学編は、大学が主体的に改革を実行することが求められていることを踏まえ、大学の教育研究の質向上に向けて私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに実施しました。定員の約2倍の応募をいただきました。82名の理事長・学長等にご参加いただきました。



私学リーダーズセミナー（大学編・東京）意見交換会の様子
右から大森共愛学園前橋国際大学学長、山崎金沢大学学長、白間文部科学省私学部長、清家私学事業団理事長

講演後には大学改革に向けた具体的な活発な意見交換会が行われました。

大阪で開催した短期大学編は、短期大学の置かれた現状の解説や特色ある取り組み事例の紹介等をテーマに実施しました。希望する法人を対象とした財務状況の分析等を行う個別法人分析会も同時に実施し、問題点を認識し解決するためのヒントを得ていただく機会を設けました。



私学リーダーズセミナー（短期大学編・大阪）
岩田講師による講演の様子

両会場とも名刺交換会（懇親会）では、和やかな雰囲気の中、参加者と講師等との交流、意見交換が行われました。

セミナー終了後、アンケートにご協力いただきましたので、その一部を紹介します。

○大学編

・抽象的な概念を実際にどのような活動に移していくかについて豊富な例でよく分かりました。地域との結びつきについて新しい視点が得られました。

・大学としてはスケールが違うので比較は出来ないが、絶えざる革新への意欲の必要性を感じることが出来ました。

○短期大学編

・戦略と組織づくり、広報について、大いに学ぶところがありました。

・短期大学のあるべき姿（地域・高校との信頼関係）の基本を学び直す機会となりました。

・授業料無償化のしくみの情報を得られたことは貴重でした。

私学経営情報センターでは、大学・短期大学の改革の一助となるよう、今年度もこの私学リーダーズセミナーなど、さまざまな取り組みを実施してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7849・7850
Eメール center@shingaku.go.jp

【大学編】

日程・場所：平成30年11月30日（金） 東京ガーデンパレス
対象：理事長・理事・学長・副学長
参加：82法人

10:00～	開会挨拶	私学事業団 理事長 清家 篤
10:10～	講演①「私立大学の現状について」	私学経営情報センター職員
11:00～	講演②「共愛学園前橋国際大学の大学改革と今後の戦略」	大森 昭生氏（共愛学園前橋国際大学 学長）
13:00～	講演③「国立大学の改革と挑戦 - 金沢大学の例 -」	山崎 光悦氏（国立大学法人 金沢大学学長）
14:10～	講演④「高等教育政策の展望と課題」	白間 竜一郎氏（文部科学省高等教育局 私学部長）
15:25～	意見交換会（パネルディスカッション）	
	登壇者	大森 昭生氏（共愛学園前橋国際大学 学長） 山崎 光悦氏（国立大学法人 金沢大学学長） 白間竜一郎氏（文部科学省高等教育局 私学部長） 清家 篤（私学事業団 理事長）
16:25～	名刺交換会（懇親会）	
17:30	閉会挨拶	私学事業団 理事 吉田 和文

（注）講師肩書きは講演時

【短期大学編】

日程・場所：平成30年11月9日（金） 大阪ガーデンパレス
対象：理事長・理事・学長・副学長・事務局長
参加：47法人

10:00～	個別法人分析会（希望する法人のみ対象）	
11:00～	開会挨拶	私学事業団 理事長 清家 篤
11:10～	講演①「私立短期大学の現状について」	私学経営情報センター職員
11:50～	講演②「理事長・学長がおさえる財務諸表のポイント」	
13:40～	講演③「逆境からの挑戦 - ある短期大学の改革の軌跡 -」	岩田 雅明氏（新島学園短期大学 学長）
14:50～	講演④「陸の孤島のような立地条件にある美作大学短期大学部の生き残り戦略」	鶴崎 実氏（美作大学・美作大学短期大学部 学長）
16:00～	講演⑤「高等教育政策の展望と課題」	八島 崇氏（文部科学省高等教育局大学振興課 課長補佐）
17:00～	名刺交換会（懇親会）	
18:00	閉会挨拶	私学事業団 理事 小谷 隆之

（注）講師肩書きは講演時

事業団資金で明日を拓く

＊事業団融資をご利用いただいた学校紹介＊

学校法人 河野学園

対象校 ゆりのこ保育園

所在地 東京都小平市

対象事業 保育園鉄筋新築

応対者 学園長 河野 百合子氏
理事長 河野 史郎氏



丸みを大切にした「ゆりのこ保育園」の園舎

河野学園の幼児教育は1951年、新宿区四谷に創設した四谷姫百合幼稚園から始まります。その後、1965年に小平市上水新町に小平姫百合幼稚園を開園し、2015年に認定こども園となりました。2017年には、同市仲町にゆりのこ保育園を開園し、0～5歳児までの一貫教育を行っています。

今回は、事業団融資の対象となった同保育園について、学園長と理事長にお話を伺いました。

― 保育園設立の経緯について教えてください。

現在、小平市では0～2歳の待機児童が多いため、どうにかして同市に協力できないかと思い、保育園を開園するべく小平姫百合幼稚園の近隣の土地を探しましたが、空いている土地がありませんでした。ところがその後、同市から幼稚園協会に、市の土地に保育園を開園できる学校法人はないかという話があり、近隣の学校法人は手が挙げられなかったため、河野学園が保育園を開園することとなりました。

― 園舎の工夫された点を教えてください。

特に工夫をした点は2点あります。一つは園庭です。「保育園はお散歩」という文化があり、乳児保育園において園庭は必置ではありません。しかし、小平姫百合幼稚園で行っている教育を踏まえ、保育を受けている子どもたちが身近な園庭で遊ぶという環境を作つてみたいと考えました。幼児教育とは形が異なりますが、きちんと教育を行

うためにどのような保育ができるのかと考えた際、園庭の存在を大切にしようと思ひ、設置しました。

またこの園庭は、保育園で実施している、子どもたちの中にある「このころの種」(絵本の読み聞かせ等)や「げんきの種」(食育等)、「好奇心の種」といった種を育てる「種育」という教育の考えも取り入れて設計しています。



「種育」の考えを取り入れた園庭

工夫したもう一つの点は、園舎のエントランスのステンドグラスホールです。

幼い頃から美しいものを毎日自然と目に映すことで、子どもたちの中でさまざまなものが育ってほしいという願いから、学園長が制作した四季折々の8枚のステンドグラスを飾っています。子どもたちが成長したときに、心のどこかに印象が残っていれば、と思います。

― 事業団の融資をご利用いただいた理由を教えてください。

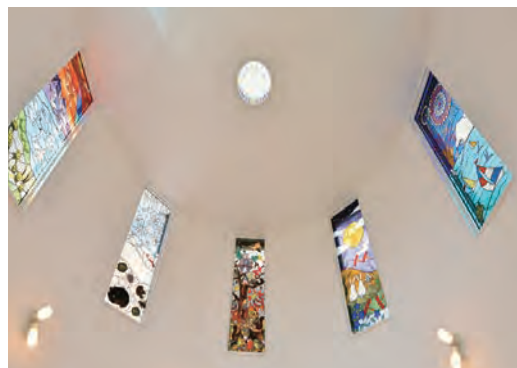
事業団の融資は以前も何度か利用していたこともあり、今回の保育園建設に当たっても利用させていただきました。関係書類を提出する際など、手続き面において手間がかからない点や、20年間の固定金利で融資を受けられる点に魅力を感じています。

＊取材後記＊

新園舎は、子どもたちの五感に寄り添おうとする学園長をはじめとした学園の方々の思いやりと温かみを感じる園舎でした。

ご多用のところ対応してくださった学園長と理事長ならびに関係者の方々には、大変感謝申し上げます。今後も、河野学園がさらに発展されますことを祈念いたします。

【取材 企画室】



四季折々のステンドグラス

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成31年3月1日（金）受け付け開始

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等ができるだけ早く皆さんのお手元にお届けするため、私学事業団では、3月1日（金）から各種報告書等の「事前受付」を開始します。ぜひご利用ください。

事前受付の対象となる報告書等

対象となる報告書等	事由発生日
資格取得報告書 DL（短時間労働加入者用も含みます） ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得※1 所属学校等変更報告書 DL 被扶養者認定申請書※2	4月1日 採用 所属学校変更 被扶養者認定※2
資格喪失報告書 DL 任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL	3月31日 退職

- ※1 任意継続の満了前の再資格取得は対象外です。
※2 資格取得と同時に申請の場合に限ります。
※3 DL…私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

提出上の注意

- ① 「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にはマイナンバーの記入が必要です。記入漏れのないよう注意してください。
ただし、マイナンバーの確認書類は添付しないでください。
- ② 提出書類は、記入漏れや誤りのないよう注意してください。
特に学校記号番号に誤りがある
と、別の学校法人等の加入者として
処理される恐れがあります。教職員
等の個人情報（氏名、報酬月額、住
所等）が、別の学校法人等に通知さ
れることを防止するためにも、十分
に注意して記入してください。
- ③ 「資格取得報告書」を作成する際
は、資格を取得する人の私学共済制
度の加入履歴を確認し、「新規資格
取得」、「継続資格取得」、「再資格
取得」のいずれかを○で囲んでくだ
さい。

- ④ 「資格取得報告書」の基礎年金番
号欄は正確に記入し、その基礎年金
番号を確認した書類（「基礎年金番
号通知書」や「年金手帳」等）の写
しを添付してください（日本国内に
居住している20歳以上の人は、基礎
年金番号が付番されています）。基
礎年金番号がないときは、必ずその
理由も記入してください。

- ⑤ 書類不備により返送等された場合
は、資格取得の確認が遅れ、加入者
証等の交付が遅くなります。

- ⑥ 継続資格取得者の資格取得処理
は、前任校の資格喪失が確認される
まで保留となります。前任校の資格
喪失が確認でき次第、加入者証等を
交付します。

- ⑦ 継続資格取得の加入者に、前任校
ですでに認定された被扶養者がいる
ときは、自動的に被扶養者として認
定し加入者被扶養者証を交付します
ので、「被扶養者認定申請書」の提
出は不要です（前任校が丙種校の場
合を除きます）。

- ⑧ 任意継続加入者が、2年間の期間
満了前に再資格取得するときは、事
前受付の対象外です。

ただし、2年間の期間満了日より
後の再資格取得は受け付けます。

報告内容の訂正

- ① 事前受付の報告書の内容に誤りが
あったときは、必ず該当する訂正申

出書により手続きをしてください。
なお、訂正の処理は4月1日以後
に行います。

- ② 「任意継続加入者申出用資格喪失報
告書」を提出した後に再就職が決定
し、資格喪失日（退職日の翌日）から
他の健康保険又は共済組合等に本人
として加入した場合は、任意継続の「取
下げ申出書」が必要となります（用
紙は本事業団へ請求してください）。

加入者証等の取り扱い

- ① 加入者証等は3月中に学校法人等
に届いた場合でも4月1日以後に該
当者にお渡しください。事由発生日
前の加入者証等を医療機関等に提示
した場合、無資格診療となります。

- ② 3月31日退職者は、退職日までは
加入者証等を使用して保険診療を受
けることができます。加入者証等は退
職後直ちに回収し、返納してください。

- ③ 「資格取得報告書」と「被扶養者
認定申請書」を同時に提出した場合
でも、被扶養者の認定処理に時間が
かかり、加入者本人の加入者証のみ
が先に送付される場合がありますの
で、ご了承ください。

- ④ 報告内容の訂正をした場合は、訂
正処理後に正しい内容の加入者証等
を送付しますので、訂正前の加入者
証等は返納してください。
正しい内容の加入者証等の発送は
4月1日以後となります。

私学共済制度の加入者資格

業務部 資格課

私学共済制度の加入者資格に関して、照会の多い点、誤解の多い点など、留意していただきたいポイントを紹介します。加入者の要件にかかる詳細は「平成30年版 事務の手引」22～38頁又は私学共済ホームページを参照してください。

Q 個人の意思等で加入するかどうかを決めることはできますか？

A 私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

Q 非常勤、パート等で採用した者については、加入者として加入していいのでしょうか？

A 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等」に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）とされており、採用形態や職種、職名等で区別されていません。

正規雇用でない「非常勤」、「パート」、「アルバイト」等の採用であって、加入者資格を満たすときは、必

ず資格取得の手続きをしてください。

Q 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育所の職員は加入者として加入していいのでしょうか？

A 前述のとおり、私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等」に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされています。学校法人等内のどの部門に配属されているかによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

Q 学校法人等の代表者、理事、個人立幼稚園の設置者はどうなりますか？

A 当該役職者は、報酬を支給する立場にある人ですが、その地位にあるからといって私学共済法上の「教職員等」から除外されることはありません。

Q 外国人の教職員を採用した場合はどうなりますか？

A 国籍による加入の制限はありません。

加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

Q 国等の補助が人件費の財源となっている場合はどうなりますか？

A 当該補助を一旦学校法人等で受け、学校法人等から報酬が支給されている場合は、私学共済法上「学校法人等から報酬を受ける」に該当します。

Q 加入者が休職する場合、加入者資格は喪失することになりますか？

A 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等と加入者との間に常用的な使用関係が認められるならば、報酬の支給の有無に関わらず学校法人等から報酬を受けるものとみなし、加入者資格を維持します。

ただし、実態として常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します。

例えば、病気で休職している人について、報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が継続していると認められる場合は、加入者資格を継続します。しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は、加入者資格を喪失します。

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9：00～17：15

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222) 6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299) 6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957) 1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393) 9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262) 1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752) 0651

※電話番号をお間違えのないようお願いいたします。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつて、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができます。

◆利用できる事業

短期給付事業 ただし、資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

福祉事業 ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

◆加入の要件

「退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつた者」

次の場合は加入できません。

・4月1日に採用し翌年3月31日に退職した場合

・退職前1年以内に任意継続加入者であった場合

・退職時に75歳以上である場合

◆加入できる期間

「退職日の翌日から最長2年間で満了」

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の適用となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」を提出してください。

任意継続加入の申し出は、3月の「事前受付」（本誌8頁参照）の対象となりますので、ぜひ利用してください。

※国民健康保険の保険料と任意継続掛金を比較する場合、離職の理由（解雇・雇止め等）や前年度所得の額によつて国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は市区町村にお問い合わせください。

◆加入の申し出の注意点

医療保険制度では、加入する制度に優先順位があるため、任意継続加入申し出後に、退職日の翌日より健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続の取り下げとなります。

他の健康保険等の被扶養者や国民健康保険に加入することを希望する場合は、任意継続加入が優先されるため、申し出を取り下げることができません。任意継続加入者として加入した後に資格喪失の手続きが必要となります。

◆任意継続加入者証等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛てに「任意継続加入者証」（被扶養者には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。

在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等を通して返納してください。

◆任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（平成31年4月以降38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出されます。

◆任意継続掛金の払い込み

納付方法は、毎月納付、半期ごとの前納又は年度末までの一括納付（前納割引制度あり）、口座振替（毎月納付）があります。

掛金は、「任意継続加入者証」等と同封する納付通知書で払い込んでください。

口座振替を選択した場合、任意継続加入者証等の送付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を同封しますので別途手続きをしてください。

ださい。振り替え日は毎月28日です。

口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してありますので、それまでは納付通知書により払い込んでください。

納期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得の取り消しとなります。保険診療を受けていた場合、無資格診療となりますので注意してください。

任意継続加入の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等へ加入し、途中で任意継続の資格を喪失したときでも、その月の掛金は払い込まなければなりません。

◆脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

2年満了前に、国民健康保険（医師国保などの国民健康保険組合も含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月末までに「任意継続加入者資格喪失申出書DL」を提出し、「任意継続加入者証」等を必ず返納してください。

また、健康保険等のある職場に被保険者として再就職したときや、加入者が死亡したときも「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者証等は、加入者や被扶養者に1人1枚交付しています。

加入者が退職したときや被扶養者の認定取り消しをしたときは、すでに交付している加入者証等は無効となります。無効となった「加入者証」及び「加入者被扶養者証」は私学事業団に必ず返納してください。

本事業団では、加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。

無効となった加入者証等を使用して保険診療を受けると、後日、医療費返還等の問題が生じることになりますので注意してください。

「加入者証等を返納する主な事由」

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき（継続資格取得した場合も含みます）
- ② 所属学校を変更したとき
- ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
- ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度に該当した場合
- ・ 75歳に到達したとき
- ・ 65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

なお、紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納不能届書DL」を本事業団に提出してください。

加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、該当の学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

「任意継続加入者にかかる加入者証等の返納」

任意継続加入者期間が終了したときや、上記③～⑤の事由に該当したときなど、無効となった「任意継続加入者証」及び「任意継続被扶養者証」は必ず返納するよう退職時に案内してください。

「加入者証等の再交付を依頼するとき」

紛失等により「加入者証」や「加入者被扶養者証」の再交付を依頼する場合は、「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書DL」を使用し、学校法人等から本事業団に申請してください。

この場合は、「加入者証等返納不能届書」の提出は必要ありません。

ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康づくりに対するモチベーションの維持・向上を目的に、平成30年7月より始めました。

対象者が、パソコンやスマートフォン等から利用登録し、健康増進等の取り組みごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズ等の商品と交換することができます。

健康維持のために、ぜひご利用ください。

●対象者

30年5月末現在で短期給付の適用を受ける30歳以上（30年度中に30歳になる人も含みます）の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）

●ポイント付与対象

日々の体重・歩数等の記録や、特定健康診査の受診、特定保健指導の利用及び終了、共済業務課主催のポイント付与対象イベントへの参加等によって、それぞれ所定のポイントが付与されます。

●利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォン等から「QUPiO（クピオ）」Web

版（https://www.qupio.jp/shingaku_kyosai/）にアクセスし、利用登録をしてください。

●ログインIDとパスワード

① 40歳以上74歳の加入者等

特定健康診査結果の提出に基づいて私学事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO」記載のログインID・パスワードを利用登録の際に入力してください。

② 30年度に30～39歳になる加入者等

30年6月に学校法人等（任意継続加入者は届け出住所宛て）に送付した通知文記載のログインID・パスワードを利用登録の際に入力してください。

●ポイントの有効期限等

有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。2000ポイント以上から、健康グッズなどの商品と交換できます。「QUPiO」Web版から商品の確認や交換の手続きができます。

※詳細は、私学共済ホームページ「福祉事業」ヘルスケアポイント（平成30年7月開始）を参照してください。

特定健康診査の健診結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

— 定期健康診断終了後は、速やかに健診結果データを提出ください —

福祉部 保健課

平成30年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する学校保健安全法又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果を私学事業団に提供することにより特定健康診査を行ったものとみなすことができることになっています。

30年度の特定健康診査の健診結果データ(30年4月1日～31年3月31日受診分)の最終提出期限は、**31(2019)年5月31日**です。定期健康診断が終了している学校法人等は、提出期限に関わらず速やかに結果の提出をお願いします。

健診結果データが最終提出期限までに本事業団に到着しなかった場合は、当該年度の結果通知(健康情報冊子「QUPiO(クピオ)」や「特定保健指導利用券」の送付ができませんのでご了承ください。

※学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令(平成19年第157号)第14条に基づくものです。

なお、本誌12月号で報告したとおり、

29年度の特定健康診査の加入者の実施率が前年度に比べ0・7ポイント減少し78・7%となっており、全体の実施率を押し下げる結果となりました。

厚生労働省では、29年度実績から全医療保険者の実施率を公表することとしており、今後実施率の向上がますます求められています。

つきましては、30年度の加入者実施率目標(私立学校教職員共済第三期特定健康診査等実施計画)83・0%を達成できるよう、学校法人等のご協力をお願いいたします。

平成30年度特定保健指導 利用券の有効期限

30年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**31(2019)年7月31日**です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に退職等で加入者資格を喪失した場合は、利用券の有効期限に関わらず、その時点で特定保健指導は中止となります。ただし、任意継続加入者になる場合は、継続して特定保健指導が受けられます。

資格喪失後も特定保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した特定保健指導費用は自己負担となりますので注意してください。

「学校訪問型特定保健指導」をご利用ください

特定保健指導は、集合契約をしている全国の特定の医療機関等に、加入者自身で利用の手続きをお願いしています。しかし、集合契約医療機関等の多くは休日が休診日となるため、勤務との兼ね合いから特定保健指導を利用することが難しい状況となっています。

このため、本事業団では対象者の利便性を図るため「学校訪問型特定保健指導」を実施しています。

この学校訪問型特定保健指導は、授業の合間等の空き時間に利用できるため、毎年利用している学校法人等から大変好評をいただいています。

日頃多忙な教職員の健康管理の一環として、ぜひ利用を検討してください。

なお、希望する学校法人等は、保健課、各ガーデンパレス共済業務課又は委託先である次の特定保健指導機関へ直接連絡してください。

●問い合わせ先

SOMPOヘルスサポート(株)
☎03(5209)8553
担当 橋本、松村
受付時間(平日) 10時～12時
14時～17時

被扶養者の 特定健康診査の受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を通して加入者に配付しています。30年度分の特定健康診査受診券の有効期限は、**31年3月31日**です。

29年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者等(任意継続加入者を含みます)は約3万3000人で、実施率は30・0%となりました。本事業団の被扶養者等の実施率目標である69・0%を大きく下回っています。これは本事業団の被扶養者に限らず、各医療保険者共通の課題です。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームだけでなく、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることのできる健診です。

学校法人等からも、加入者に向けて被扶養者の受診を勧奨していただき、加入者を支える被扶養者の健康の推進にご協力をお願いします。

加入者向広報「共済だよりレター」1月号11頁「特定健康診査・特定保健指導を受けましょう」の4行目に誤りがありました。お詫びして訂正します。

平成30年度の「特定健康診査受診券」を
正 30年6月下旬に学校宛てに
誤 29年6月下旬に学校宛てに
送付しています。

貸付けの申し込み手続き・貸付金の償還

福祉部 貸付課

貸付けの申し込み

●申し込み資格

- ・加入者期間が引き続き1年以上ある加入者
- ・住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

※「加入者期間が引き続き」とは

資格取得日の属する月から貸付けの申し込み日の属する月まで、加入者としての資格に1日の空白もない状態をいいます。

●加入者期間1年目の申し込み

平成30年4月1日資格取得者の貸付けは、31年4月2日送金分から可能です。この場合、「貸付申込書DL」は31年3月15日(金)【必着】までに提出してください(住宅貸付は5年経過後になります)。

●申し込み時の注意事項

- ・貸付けの申し込みは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- ・申し込み資格等を満たしていれば、貸付金の送金日から退職までの償還回数(期間)が短くても貸付け申し込みができます。

【償還の確実性】

貸付け申し込みの際は、償還が確実にできることを学校法人等で必ず確認

のうえ、提出してください。退職手当等の支給予定がない加入者や、退職手当等の支給額が著しく少ない加入者、複数の借り入れ(金融機関等の借入等を含みます)がある加入者からの申し込みの際には、特に留意してください。

●書類作成時の注意事項

- ・貸付申込書類への記入は、学校法人等の証明欄を除き、借受人となる加入者本人が必ず自筆で記入してください。パソコンなどの印字等による記載は認められません。
- ・消せるボールペンは、温度によって無色になったり、消した筆跡が戻ったりするため使用できません。
- ・修正液・修正テープ等による訂正はできません。訂正する場合は、訂正箇所を線で抹消した後、加入者の申込印と同じ印鑑を押印してください(伝票訂正用の小さい印鑑やスタンプ印は使用できません)。
- ・押印する印鑑は、すべて同一の印鑑を使用してください。ネーム印(スタンプ印)は使用できません。
- ・毎月16日から月末までに申し込みをした場合で、翌月22日送金を希望する人は、「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を必ず○印で囲んでください。○印がないと、月末まで

に到着していても翌々月の2日送金となります。

- ・教育貸付を申し込む際は、「貸付申込書」の申込事由欄に学費の対象年度等具体的に記入してください。

〔例〕子の修学資金(入学金・2019年度前期分学費・12か月分家賃)

貸付金の償還

●借受人が在職中に任意償還する場合

借受人が任意償還の申出書を提出した場合、学校法人等へ任意償還用の払込通知票を送付します。学校法人等は借受人から償還額を預かり、私学事業団へ払い込んでください。

●借受人が退職し、加入者資格を喪失した場合

借受人が退職し、資格喪失した場合は、即時償還となり、未償還金全額を償還しなければなりません。退職手当等から未償還金を控除し(退職手当等が不足する場合は不足分を加入者から預かり)、学校法人等が本事業団へ払い込んでください。

※退職手当等から控除を行わず債務不履行になった場合は、学校法人等に対して貸付けの制限をすることもありますので、注意してください。

私学共済ホームページ「福祉事業」加入者貸付 加入者貸付の制限となる主な事項」に事例等を掲載しています。

●資格喪失確認後の即時償還の流れ

時償還の扱いとなり、学校法人等へ即時償還通知を送付します。

①償還期限日(払込期限)

即時償還通知書の交付日から60日後が償還期限日となります。

②即時償還の額

最終定期償還後の元金残額と払込日までの経過利息の合計額です。

払込日が異なる複数枚の払込通知票を送付しますので、払込日に応じた一枚を使用して払い込んでください。

③最終の定期償還

原則、退職した月の翌月の定期償還が最終となります。

※口座振替による定期償還を届け出ている学校法人等も、即時償還・任意償還は口座振替ができませんので、払込通知票で払い込んでください。

●借受人に退職手当等が支給されるが、加入者資格を喪失しない場合

住宅貸付の借受人に退職手当等が支給される場合、その支給額を即時償還に充てなければなりません。

詳しくは、「平成30年版事務の手引」941頁を参照してください。

住宅貸付以外の貸付けは、退職手当等が支給されても加入者資格が喪失しない限り即時償還とはなりません。将来資格喪失したときには未償還金を一括で償還しなければなりません。将来の負担を軽減させるためにも、退職手当等が支給された際に任意償還することを検討してください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

任意継続加入者への 掛金納付通知書等の送付

1 平成31年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と
国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」
を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

2 31年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

金融機関で払い込みをしている場合、3月上旬に31
(2019)年度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続
加入者の届け出住所宛てに送付します(口座振替で払い
込みをしている場合は送付しません)。

3 31(2019)年度中に満75歳になり、後期高齢者医療 制度の対象となる人

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分まで
の「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕
生月以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を
納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶
養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格
証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付しま
す(「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、
すべての人に送付します)。

【業務部 資格課・掛金課】

口座送金・口座振替にご協力ください

払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、
給付金等の受け取りを確実にするため、「短期給付金・
貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書^{DL}」により、
金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込取扱票(払込通知
票)により納付している学校法人等は、「預金口座振替
依頼書・自動払込利用申込書^{DL}」により、指定口座から
の自動引き落としができる便利な預金口座振替を利用し
てください。

これにより、学校法人等の換金・納付の事務負担が軽
減されますのでご協力をお願いします。

^{DL}…私学共済ホームページ[様式用紙等のダウンロード]
からダウンロードできます。

【財務部 経理第二課】

加入者向広報「レター」3月号等の発送

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法
人等宛てに順次発送します。送付部数は1月末現在の加
入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人
を含みます)。詳しくは送付状を確認してください。

到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不
足の場合は広報班まで連絡してください。

【広報相談センター 広報班】

「私学共済ホームページ」事務担当者用 ページのパスワードを3月から変更します

私学共済ホームページに設置している、事務担当者用
ページのログインパスワードを3月1日から変更します。

平成31年2月28日まで
ユーザー名:jimutan
パスワード:20180301



31年3月1日から
ユーザー名:jimutan
パスワード:20190301

※ユーザー名の変更はありません。

【広報相談センター 広報班】

2

月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 1月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 3月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等 1月分納期限 掛金等 1月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 3月22日送金申し込み締め切り 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)

3

月の共済業務スケジュール

1日(金)	資格 事前受付開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 2月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<https://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部(助成業務)ページ」、「学校法人向け情報システム(学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等)」、「私立学校寄付金ポータルサイト」及び「大学ポートレート(私学版)」は、**2月22日(金)午後5時45分から2月25日(月)午前9時まで**休止します。

なお、停止期間中はメールサーバも停止しますので、本事業団宛てに送られたメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「私学共済ホームページ」は通常どおり閲覧できます。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成31年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座に入金**してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「**電信扱い**」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄**に入力して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金に係る元金・利息のご返済(平成31年3月)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp



「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」についてお願い

私学経営情報センターでは、各学校法人の現状等を把握し、私立学校への情報提供及び私学事業団が実施する経営相談業務での活用を目的としたアンケート調査を5年ごとに実施しています。

このたび、以下のとおり調査を行いますので、ご協力をよろしくお願いします。

なお、アンケートの集計結果は、「私学経営情報第34号」として平成31(2019)年度末を目途に刊行する予定です。

○調査対象：高等学校を設置する法人

○調査期間：平成31(2019)年4月下旬～6月上旬(予定)

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7849～7851

Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

平成30年度の寄付金配付申請については、**3月5日(火)を締切(必着)**とします。年度内に寄付金の配付(送金)を必要とされる場合は、期限までに配付申請書類の提出をお願いします。配付の対象となる寄付金は、原則として、受領書が発行された寄付金の範囲内となっていますのでご注意ください。

寄付金受領日は、寄付金が私学事業団に着金した日付となりますが、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、受領書発行にお時間を要することをあらかじめご了承ください。

なお、寄付金は、原則学校を経由して入金していただいています。寄付者の決算日などの都合により、やむを得ず寄付者から本事業団へ直接寄付金の入金をする必要がある場合には、入金トラブル防止の観点から、必ず事前にご相談ください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316～7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

京 都 しらかわ いん 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅・阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅、それぞれからバス⑤番「国際会館駅・岩倉」行きで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前)

京都では、第53回「京の冬の旅」にて多くの社寺で非公開文化財を特別公開中です。普段は見ることのできない庭園、仏像、障壁画、建築などさまざまな文化財が期間限定で特別公開されます。公開は平成31年3月18日(月)までです。この機会に京都の文化財に触れてみてはいかがでしょうか。



白河院庭園



大徳寺 本坊

本格的京会席コース 1泊2食(2名1室/1名様)

12,900円・14,000円・15,200円

※夕食の内容により料金が異なります。

※京都市宿泊税 200円が別途必要になります。

日帰り(お食事)プラン

会席コース 6,000円・7,100円・8,300円(昼夜共通)

ミニ会席 4,700円

湯豆腐会席 3,800円

松花堂 3,500円

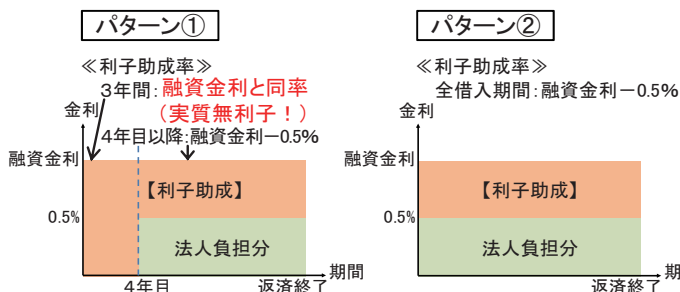
昼のみ

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(平成31年2月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp